

ID: 331

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	三隅農業者トレーニングセンター条例 第12条		
例 規 番 号	平成17年条例第174号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、その使用を中止させ、又はその許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日